

令和8年度前期分 【学部生】私費外国人留学生成績優秀者に係る 授業料免除及び徴収猶予申請要項

※受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

目次

1. はじめに	P1
2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格	
(1) 授業料免除及び徴収猶予制度の対象者	P1
(2) 学業優秀の基準	P1
3. 申請方法・申請期間	P2
4. 申請書類提出後の注意点及び結果通知と納入時期について	P2

申請期限

- ◆1 回生(令和 8 年度新入生) ⇒ 【期限】令和 8 年 4 月 6日(月)23:59
- ◆新 2 回生～4 回生(在学生) ⇒ 【期限】令和 8 年 3 月 27日(金)23:59

授業料免除・徴収猶予に関する問い合わせ先

申請者本人(学生)がメールで問い合わせを行うこと。メールで不明点についてお問い合わせいただく際は、件名を「(受験番号・学籍番号) 氏名 免除/徴収猶予について」とすること。また、必ず本要項を確認の上、問い合わせを行うこと。

申請書類の不明点等の問い合わせは、原則、提出締切の一週間前までを期日とします。在学生は 3 月 23 日(月)、新入生は3月 30 日(月)までです。必ず余裕をもって申請準備を行ってください。

☆メール送付先

学生支援課奨学厚生係
(取扱時間 平日9時～12時, 13時～17時)
Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp



電話でのお問い合わせには、直ぐに対応できない場合があります。できる限りメールにて、お問い合わせください。
TEL 072-978-3305

個人情報の取り扱いについて

本学では、免除等申請書類から取得した個人情報については免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について了承したものとみなします。

また、学力評価については出身校及び本学での成績等を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

1. はじめに

本要項は、私費外国人留学生のうち、学業優秀な学部生に対して、授業料を半額免除及び徴収猶予(納付期限延長(前期分7月まで))する制度について記載しています。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

選考方法は下記のとおりです。

成績が優秀な者(1回生は日本留学試験の得点が上位の学生, 2回生以上は学力評価点が上位の学生)
から順に半額免除(各回生ごとに4名)※予算により変更の可能性あり

授業料免除結果が不許可となった者は、その決定があった後、速やかに所定の授業料を納付しなければなりません。速やかに納付することが困難な場合は、授業料免除申請と同時に徴収猶予を申請してください。

ただし、授業料免除結果が学業優秀の基準(P1「(2)学業優秀の基準について」参照)を満たさずに不許可となった場合は、徴収猶予もあわせて不許可となりますので、授業料納付の準備を行っておい

2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格

(1) 授業料免除及び徴収猶予制度の対象者

教育学部教育協働学科に在籍し、学業優秀(下記の「(2)学業優秀の基準について」参照)かつ経済的に困難な状況を抱えている者が本申請の対象です。

ただし、次の①～③に該当する場合は、審査対象外となります。

- ①令和8年度前期分の授業料をすでに納付している者
- ②在籍期間が修業年限を超えている者
(休学など特別な事由があると認められる者を除く。但し、転籍は特別な事由とは認めない。)
- ③申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

(2) 学業優秀の基準について

令和8年前期における基準です。令和8年3月末までの修得単位数及び学力評価点が基準以上の者を適格者とします。

回 生	修得単位数	学力評価点
学部 1	—	日本留学試験の得点が 総合計の6割以上
学部 2	30	21.0
学部 3	60	
学部 4	100	

◆学力評価点の算定方法

前年度後期(令和8年3月末)までの成績を基に、次の算式により得た数値(小数点第2位を四捨五入)

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総 修 得 単 位 数}}$$

学力評価点が20.95点以上 → 適格, 学力評価点が20.95点未満 → 不適格 となります。

3. 申請方法・申請期間

☆受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。

Microsoft Forms で前期授業料徴収猶予申請を行う

◆新1回生(令和8年度新入生)

以下の URL から申請を行ってください。

→ <https://forms.cloud.microsoft/r/2Saa476sPx>



【期限】

令和8年4月6日(月)23:59

◆新2回生～新4回生(在学生)

以下の URL から申請を行ってください。回答にはサインインが必要です。

ユーザーID@ms.osaka-kyoiku.ac.jp を入力してください。

※@(アットマーク)の直後は”ms”と入力する必要があります。

→ <https://forms.cloud.microsoft/r/dZ1krxgsFA>



【期限】

令和8年3月27日(金)23:59

4. 申請書類提出後の注意点及び結果通知と納入時期について

○申請書類提出後の注意点

- ・免除徴収猶予申請者(申請書類を受理された者)は、徴収猶予の許可の可否を決定するまでの間、前期授業料の徴収を猶予します。猶予期間中は、口座から授業料が引き落とされることはありません。
- ・申請受付の際、提出された申請書類に不備があった場合、入学手続き時に登録したメールアドレス(在学生は大教 Gmail)宛てに連絡しますので、連絡のあった際には、指定の期日までに不足書類の提出や不備の修正を行ってください。提出期限に間に合うように余裕を持って書類の準備を行い、不備や不足書類のないようご注意ください。

○結果通知と授業料納入の時期について

・結果通知の時期

5月下旬～6月初旬に申請者の大教 Gmail 宛てに通知予定。

迷惑メールを拒否する設定をしている方は syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp からは受け付けるように設定してください。

・不許可者の入学金・授業料納入時期

※詳細は、結果通知とともに送付される「授業料納入のお知らせ」を確認すること。

	納入時期	支払方法
徴収猶予許可者	7月下旬予定	授業料:学費納入口座より引き落とし
徴収猶予不許可者	6月下旬予定	授業料:学費納入口座より引き落とし